

---

## 平成20年第3回(9月)南丹市議会定例会会議録(第4日)

平成20年9月11日(木曜日)

---

### 議事日程(第4号)

平成20年9月11日 午前10時開議

- 日程第1 一般質問  
日程第2 議案第75号から議案第100号まで(質疑、付託)  
日程第3 議案第101号から議案第110号まで(質疑、決算特別委員会、付託)  
日程第4 議案第1号から議案第4号(提案理由説明～表決)  
日程第5 請願審査について(付託)
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問  
日程第2 議案第75号 南丹市子育て支援条例の制定について (市長提出)  
議案第76号 南丹市障害者支援施設条例の制定について (市長提出)  
議案第77号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について (市長提出)  
議案第78号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について (市長提出)  
議案第79号 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う関係条例の整理について (市長提出)  
議案第80号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (市長提出)  
議案第81号 南丹市スプリングスひよし条例の一部改正について (市長提出)  
議案第82号 南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について (市長提出)  
議案第83号 南丹市すこやか子育て医療費助成条例の一部改正について (市長提出)  
議案第84号 南丹市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について (市長提出)  
議案第85号 南丹市営特定目的住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について (市長提出)

- 議案第86号 南丹市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部  
改正について (市長提出)
- 議案第87号 南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
(市長提出)
- 議案第88号 南丹市道路路線の変更について (市長提出)
- 議案第89号 南丹市道路路線の認定について (市長提出)
- 議案第90号 南丹市道路路線の認定について (市長提出)
- 議案第91号 土地の無償譲渡について (市長提出)
- 議案第92号 平成20年度南丹市一般会計補正予算(第2号)  
(市長提出)
- 議案第93号 平成20年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号) (市長提出)
- 議案第94号 平成20年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算  
(第1号) (市長提出)
- 議案第95号 平成20年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算  
(第1号) (市長提出)
- 議案第96号 平成20年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算  
(第1号) (市長提出)
- 議案第97号 平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算  
(第1号) (市長提出)
- 議案第98号 平成20年度南丹市下水道特別会計補正予算(第1号)  
(市長提出)
- 議案第99号 平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算  
(第1号) (市長提出)
- 議案第100号 平成20年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第1号) (市長提出)
- 日程第3 議案第101号 平成19年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定について  
(市長提出)
- 議案第102号 平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
認定について (市長提出)
- 議案第103号 平成19年度南丹市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定  
について (市長提出)
- 議案第104号 平成19年度南丹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
について (市長提出)
- 議案第105号 平成19年度南丹市市営バス運行事業特別会計歳入歳出決算  
認定について (市長提出)

	議案第106号	平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	(市長提出)
	議案第107号	平成19年度南丹市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	(市長提出)
	議案第108号	平成19年度南丹市商品券事業特別会計歳入歳出決算認定について	(市長提出)
	議案第109号	平成19年度南丹市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	(市長提出)
	議案第110号	平成19年度南丹市上水道事業特別会計決算について	(市長提出)
日程第4	議第1号	南丹市議会会議規則の一部改正について	(議員提出)
	議第2号	南丹市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について	(議員提出)
	議第3号	南丹市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	(議員提出)
	議第4号	南丹市議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部改正について	(議員提出)
日程第5	請願審査について		(市長提出)

---

#### 出席議員（25名）

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 為 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 高 橋 芳 治
23番 八 木 眞	24番 村 田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉 田 繁 治		

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
主 任	西 田 紀 子	主 任	安 木 裕 一 郎

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	松 田 清 孝
企画管理部長 兼人事秘書課長	上 原 文 和	市 民 部 長	草 木 太 久 実
福 祉 部 長	永 塚 則 昭	農 林 商 工 部 長 兼商工観光課長	西 岡 克 己
土木建築部長	山 内 明	上 下 水 道 部 長	井 上 修 男
教 育 次 長 兼教育総務課長	東 野 裕 和	会 計 管 理 者	永 口 茂 治

---

### 午前10時00分開会

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

これより、平成20年第3回南丹市議会9月定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告をいたします。

本日、報道機関から議場の写真撮影の申し出があり、議長におきまして許可をいたしましたので報告をいたします。

以上で、報告を終わります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉田 繁治君） それでは日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。

まず6番、末武徹議員の発言を許します。

末武議員。

○議員（6番 末武 徹君） 皆さん、おはようございます。

議席番号6番、丹政クラブの末武徹でございます。議長のお許しを得ましたので、市長に対し質問をさせていただきますが、その前に、市長におかれましては財政状況誠に厳しいことをはじめ、課題が多い本市にあつて、日々安定した市政推進のためにご努力をいただいておりますこと、敬意を表するところでございます。また、この夏には

全市域小学校単位に18会場、市政懇談会を開催されました。精力的に全部の会場を回っていただいたと聞いております。大変ご苦労さんでございました。

それでは、通告にしたがいまして質問をさせていただきます。

1点目は、ふるさと納税制度の導入についてでございます。最近、京都府をはじめ府内の市町村ではこのふるさと納税制度を導入し、目的をもった基金条例を制定し、地域振興を図ろうとする動きが出はじめております。京都府では世界に誇る文化財の保護と保全に、また、お隣の亀岡市ではアユモドキの保護とか、城下町景観の保全、舞鶴市では赤レンガ倉庫を活かした景観保全等々。また伊根町でも舟屋の保全にと、目的を明確にした基金の活用を決め、ふるさとを離れ都市部で生活をされている方々に、幼少時から小学校、中学校、高校と育んでもらったふるさとへ恩返しをしてもらうという意味も込めまして、ふるさと納税の取り組みが進められております。本市においても、この制度を本気で検討され、導入してはいかがかと考えます。基金の用途は、例えば本市を流れます2本の河川、この河川の環境保全そういうものに使うとか、あるいは村祭りでの郷土芸能の維持、保存にしぼってのそういう部分での活用を考えてはどうかと考えます。文部省唱歌といったら、今はあかんのですが、文部科学省唱歌と言いますか、懐かしい「ふるさと」という歌がありますが、忘れがたきふるさととは、山は蒼きふるさとであり、水は清きふるさとであります。ふるさとを思う心、愛郷の念はどなたも持っておられると思います。ふるさとの山が荒れ、河川が汚れた状態を望んでいる方は一人もいないと考えます。また、ふるさとを離れている方に時々お聞きをいたしますと、懐かしく思い返されるのは村祭りの風景であり、その際、行われる奉納芸であるということもおっしゃっております。こうした観点を踏まえ、ふるさと納税制度を導入することについて市長の見解をお伺いいたします。

2点目は、防災行政無線整備事業の進捗状況と、CATV完成後のテレビ共同受信施設の撤去についてお伺いをいたします。

昨年、八木地内での防災行政無線整備事業が完了しまして、日常的に集落や公民館からの住民の皆さんへのお知らせ等にも、活用がなされていると伺っております。今年度は美山地内での事業実施が予算化されておりますが、入札が不調に終わり、まだ工事契約もされていない状況であります。災害時や緊急連絡等に大きな役割を果たす、この防災無線の早期完成に大きな期待を寄せているところではありますが、いまだに事業実施がなされていない状況を危惧しております。何が原因で入札が不調に終わったのか、本当のところを伺いたいと存じます。

そして、この事業のこれからの見通し等について市長にお伺いをいたします。

併せて防災行政無線とは観点がこととなりますが、CATVの工事が完了し、今年度、従来のテレビ共同受信施設の撤去がされることになっておりますが、これについても、まだ、はっきりしたことを聞いておりません。かつて私は平成19年3月議会で、この撤去については優先的に地元業者にとの提言を申し上げましたが、その後、どのように

検討され、現在、どのように撤去を進めようとしているのかお伺いをいたします。

しばらくすると、雪の季節がやってきます。業者が仕事をされるにも雪の中では仕事はかどりません。予算化された事業をどう執行されようと考えておられるのか、このことについては、担当部長のお考えをお伺いいたします。

3点目は、携帯電話不通話エリアの解消についてでございます。

これまで市としまして、精力的に携帯電話の不通話エリア解消に向け、ご努力をいただきまして、美山地内におきまして昨年度は2つのエリアを、今年度は3つのエリアで整備を進めていただいております。感謝を申し上げたいと思います。しかし、広範な面積を有し、山が高い美山地内では携帯電話が通じない集落が、今、なお、存在をしております。交通事故が発生した場合とか、また、山仕事での事故等の場合、携帯電話の果たす役割は大変大きなものがあると思います。100%カバーしてほしいとは申しませんが、不通話集落を、まず解消していただきたい。そして、その次には幹線道路での不通話エリアを調査をいただいて、その辺りについては、何とか携帯電話が通じるような、こんな方途も考えていただき、と言うのが多くの住民の願いでございます。不通話エリア解消に向けての市長の見解をお伺いし、第1回目の質問を終わらせていただきます。

**○議長（吉田 繁治君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** おはようございます。それでは、末武議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ふるさと納税制度につきましてのご質問をいただきました。

このふるさと納税制度、大変話題にもなっておりますし、私自身も今、ふるさとを離れ、市外にお住みの方ともお話する機会に、この件につきましていろいろとお話をさせていただきました。こういったなかで、特にふるさとを離れておられる皆さんが、このふるさと納税制度っていうことに、大変関心をお持ちいただいておりますということを実感しております。今日までこのふるさとを大切にしたい、また、ふるさとのために貢献したいという皆様方のお気持ちを形にする、このふるさと納税制度。この導入につきまして私どもも検討を続けてまいりました。まず、このふるさと納税ということに対して、本市として、できる限り寄付していただいた方のご意思がどのように反映できるのか。このことを検討いたしまして、できる限りその用途につきましても寄付していただく方が選択できるような形。そしてまた、すぐにそのことが事業、制度等実施、事業等に反映できるようなこういう形での検討を続けてまいりました。こういったなかで、私どもといたしましては、この基金ということを作成せずに、寄付金という形として、その寄付いただいた方が選択できる形。例えば環境施策に使っていただくとか、子育てに使っていただくとか、それぞれの分野も設け、また特例的なことも配慮しながら、それをそれぞれの事業に反映する。そういった形のことで検討をいたしておるところでございます。

す。また、こういったなかで、充当する事業を十分に精査するなかで決定していく、こういうふうな方向で、今、進めておりますし、まずはこの制度自体、全体的に大変単純にふるさと納税制度といわれるわけですが、実質的には寄付行為の部分でございまして、聞いてみると、なかなか分かりにくいということも出てまいりました。こういうこともありましたんで、この状況を決定し次第、PRにつきましても、十分な配慮をしていきたいというふうに考えておるところでございまして、また、とりわけご関係の皆様方にそういうことをお知らせいただきという手段、この点につきましても、なかなか個人情報の問題等もございまして難しいこともございます。こういうことも含めまして、どのようにPRしていくのか、十分に精査するなかで、努力をしていきたいというふうに考えておるところでございまして。

次に、防災行政無線整備の事業の進捗状況についてのご質問がございました。

ご質問の中でもございましたように、八木エリアの整備は終了いたしまして、20年度、21年度で美山エリア、また、園部エリアにつきましては21年度実施を計画をいたしておるところでございまして。20年度当初予算で債務負担行為を設定し、2カ年度の分の事業として、7月に一般競争入札を実施したわけでございますけれども、その後、臨時議会におきまして請負契約の議決をいただく、こういうような予定をいたしておりました。ご質問の中にもございましたように、入札が不調に終わったというようななかで、精査するなかで再度設計を行うと。そして、今回、9月に補正予算で提出させていただいておりますけれども、ご審議を煩わしておるといようなことになっております。可決いただいたあとには再度入札に付して、この計画通りの施行をしていきたいというふうに考えておるところでございまして。この内容といたしましては長老山、静原、佐々里、ここの中継局の整備、設備の整備を開始し、屋外の拡声の子どもの局、子局ですね、それと再送信の子局を随時整備するなかで、最終的には個別受信機を各世帯に設置し、21年度末の予定をいたしておるところでございまして。また、こういったなかで一般競争入札につきまして、入札状況不調に終わりましたこと、大変に残念に存じておりますけれども、この中で精査措置しております。再度設計を行っておる状況でございまして、ご理解を賜りたいというふうに存ずる次第でございまして。

次に、ケーブルテレビの移行に伴いまして、共同受信施設の撤去につきましてのご質問がございました。

この撤去につきましては施設を市へ無償譲渡いただいたあと、市で実施してきております。日吉町地域につきましては19年度に撤去工事を行ったわけでございまして、また八木、美山地域におきましては本年度工事を実施していく予定にいたしております。この美山地域については補助事業の関係もございまして、本年度で撤去するということになりますと、補助金返還等の問題が生じるというような箇所もありますので、これはこの減価償却を行ったあと、撤去を予定しておるところでございまして。また、共同受信施設と有線放送との兼用されとる箇所が1カ所あります。これにつきましては防災無

線完了後、撤去するという事になっております。撤去につきましての業者でございますけれども、日吉町内で撤去いたしましたことにつきましては市内電気業者に発注しております。美山町エリア、また八木町エリアにおけるこの業務につきましても、市内業者の方で対応していただけるというふうに考えておりますので、そういった方向で市内業者に発注するというふうな形で進めていきたいと、いうふうに考えておるところでございます。このことにつきまして、具体的には、また担当部長の方から答えさせます。

次に、携帯電話の不通話エリア、この解消につきまして、ご質問の中にもございましたように、この携帯電話ってというのは、まさに今、私ども必需品というようなことになつとるわけでございます。そういったなかで不通話エリアの解消というのは、南丹市にとりましても大きな課題であるというふうに考えております。合併後も、この解消に向けましては努力をしてきたわけでございます。18年度には豊郷地区、また19年度は芦生地区、知見地区、川谷地区と、それぞれ移動通信用鉄塔を整備ということを行いましたわけでございますけれども、ただ、この不通話エリアの解消につきましては携帯電話事業者の参画、このことが必要条件でございます。どうしても不通話エリアの多くが収益の上がりにくいという不採算地域であるために、なかなかご理解を得ることが難しゅうございます。ただ、こういったなかではございますけれども、この電話業者の皆様方にも常々お願いをいたしておるところでございますし、また国や府に対しましても、こういったことをお願いをしておるところでございます。こういった補助制度の活用も含めまして、できる限りの努力をいたしてまいりたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、上原企画管理部長。

**○企画管理部長（上原 文和君）** それでは、末武徹議員さんのご質問にお答えさせていただきます。今、概要につきましては市長が申しましたとおりでございますけれども、若干詳細につきましてご説明を申し上げます。

先ほど、美山地域におきまして旧町時代に補助事業で整備をした地区が2ヵ所あると申して上げておりましたけれども、1地区につきまして平成12年度で、宮島地区で国庫補助事業でした地区が1地区ございます。それともう1地区、平成13年度に平屋地区で行いました事業がございまして、その2地区につきましては若干工事が遅れるということになっております。一応、償却後に工事を予定しております。市内業者での発注なんですけれども、今、指名業者の選定委員会でご審議をいただいておりますけれども、南丹市内業者に発注をする予定であります。ただ、日吉町地内でもあったんですけども、いわゆる旧町業者だけに絞った発注ではなく、南丹市内の対応可能な業者に発注する方針でいくということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（吉田 繁治君）** 末武議員。

**○議員（6番 末武 徹君）** ふるさと納税の制度導入につきましては、前向きにやっていきたいという、大変すかつとした回答をいただき感謝をしております。

防災無線の入札につきましては、すかつと言うていただけなかったんですが、原因ですね。設計段階で不備があって、業者がこれでは困ると言うて下りはったのか、そこら辺をもう少し詳しくお教えいただけたらというふうに思っております。

あとは携帯電話につきましても、大変難しい部分があるようでございますが、集落については何とか、CATVの光ファイバーケーブルを活用した、何とか、光張り出し方式ですか。そういうようなもので、かなり事業費も安くしていけるというようなことも、私、素人なりに聞いておりますので、何とか普通は集落だけでも解消に努めていただきたいと、こうした願いを申し上げ、1点目の設計段階での不十分さから、入札不調になったのか、もう少しそこら辺を教えていただいたら、ありがたいというふうに思います。以上です。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

仲村副市長。

**○副市長（仲村 脩君）** ただいまの末武議員の2回目のご質問の中で、防災行政無線整備事業につきまして、先ほど市長も答弁させていただきましたように、入札が不調に終わった原因ということでございますが、これにつきましては精査いたしました結果、積算上に問題があったということでございます。今回ですね、再度設計を行いまして、9月補正に計上させていただいておるということでございますので、よろしく願いを申し上げます。

**○議長（吉田 繁治君）** 末武議員。

**○議員（6番 末武 徹君）** 質問ではございません。1のふるさと納税に関しまして、地域の文化や自然、棚田の原風景とか、日本の原風景等を忘れ去りですね。効率性とか、経済性ばかりを求めすぎたり、地域の伝統行事に興ずる人々の姿が少なくなった地域は持続力を低下させ、やがて衰退に向かうということを言っている人がございます。これまで経済優先、消費は美德と走ってきた日本人は、今このことに気付き始めているというふうに私も確信をしております。今後、市政を推進されるうえで、また、先に申しましたふるさと納税の部分を取り組まれる上で、こうした部分を参考にして市政推進を図っていただきたいということを申し述べ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、末武徹議員の質問を終わります。

次に、4番、森為次議員の発言を許します。

森議員。

**○議員（4番 森 為次君）** 皆さん、おはようございます。

議席ナンバー4番、丹政クラブ所属の森為次でございます。議長のお許しをいただきましたので、市政について質問に入らせていただきます。

その前に、市長におかれましては、今回18会場に出向かれ市政懇談会を開催されました。結果は様々なご意見があったと思いますが、第1回目が開催できましたことは成功とし、南丹市の市長として、今後、将来の強い意欲を感じましたことは評価したいと思います。私も微力ではありますが、元氣なふるさとのために協力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告にしたがいまして、市の表玄関、園部駅周辺の整備開発と有害鳥獣対策の2点についてお伺いをします。

まず、園部駅周辺の整備についてであります。園部駅は南丹市の表玄関口として、1日平均9,200名余りの市民の方々が乗降されています。ちなみに亀岡の開発が進む馬堀駅とほぼ同じ数と聞きます。その中で、近年のJRの電化による電車の増発と市内の道路網の整備に伴い、自動車での利用が増え、駅近辺への乗りつけによる当該区間の利用者は増加の一途をたどっております。また京都府の南丹広域振興局園部庁舎への通勤者や利用者の自動車による通行も多くなっております。そのなか、西口につきましてはターミナル機能としてロータリー等の一応の整備がなされ、基幹交通の拠点として、また、内外の乗降者の美観整備もなされているところでもあります。表玄関口としても役割を一応、果たしていると思っております。また聞きますと、民間による開発も計画中と聞きます。しかし、課題は東口であります。先に述べました車社会には到底対応できるものではありません。南丹市の表玄関口としてふさわしい、安心・安全を含めた整備開発が必要と考えます。当該区間の道路は昔のままで放置され、極端に狭く歩道もありません。川向かいの府、そして市営に住む、住宅に住まわれる皆さんは通勤、通学者はこの道を通るしか方法がありません。特に、園部第2小学校の通学路として利用する62名の子どもたちは毎日危険と隣り合わせに歩行しているのが現状であります。雨の日などは特に危険を増しております。平成22年の春にはJRの複線によりまして、乗降客も増え、現在の状況に、なお一層、拍車がかかることは明白であります。こうなってほしいという私たちの願いもあります。ことが起こってからでは何もなりません。安心・安全のまちづくりの推進と将来の都市像として欠かせない駅のため、今から国、そして、府、市、JRと連携して地元の願いも含め整備計画を立てるべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

また、府の一部の方に聞きますと、担当の方に聞きますと、道路改良だけでなく、やはり駅ターミナル機能と兼ね合わせた開発をしなければならないというご意見も聞かせていただいております。今までの経過も説明していただいて、再度、市長の見解をお伺いいたします。

次に、有害鳥獣対策についてお伺いをします。

今、市内のほ場では黄金色に実った稲の刈り取りの作業の真最中であります。苦勞して育てたものが収穫できる喜びはひとしおであります。しかし、年々、被害が自然災害よりも鳥獣災害に悩まされることが多くなっております。当初は林業だけの対策で済ん

でございましたが、最近では鳥獣による中山間地だけでなく、平野部にも被害がおよび、圃場が前日と一変するような事態も起こっております。これについては転作作物を植える場合には直播と、そして移植があるわけですが、移植をされたその夜に全部鹿に食べられてしまって、ほ場が、転作作物が一つも残っていないというような現状が起こっております。この問題は今までの定例会において多くの議員の方々が質問され、基幹産業の農林業推進の点で大きな問題として位置づけられてまいりました。そのなかで府の事業、市の事業の施策として、府では6億、市では6,200万、多くの予算を計上され、バッファゾーン、里山づくり、防護柵の設置、捕獲事業と、多くの対策がなされてきました。市全体で地形的な面や鹿や猪の生息数の増加によりまして、全市で対策をすることができず、また、毎年、府の補助をいただいて50kmの防護柵が合併してから過去4年間で毎年50kmの長さにおよんでおります。これは個人でされるネットの数は入っておりません。そして、年間1,000頭近くの捕獲をされておるわけですが、毎年、毎年の増加によりまして、根本的な解決に至っていないのが現実であります。先日、行われました南丹ブロックの農地・水・環境保全対策の先進地取り組み発表でも、鳥獣被害対策を最優先に考えるべきと結論に達しました。また、今、市では任意団体の集落営農を農業法人、法人化にという形の中で指導をいただいております。今後の大きな問題がこの鳥獣被害です。その対応として京都府では、3月府議会定例議会におきまして、当区推薦の選出の片山誠治議員の質問に対する回答として、知事が鹿の特定鳥獣保護管理計画を策定され、発表されました。一日雄、雌3頭まで捕獲してもよいと。また、年間7,000頭減らし、3年間で生息数を3万5,000頭の半分にするという計画を発表されました。これは美山町の鹿肉のキャンペーンにも関連をしております。そして、国でも今年、有害鳥獣に関して法律が制定されました。鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特措法ができました。鳥獣防止総合対策事業として大いに期待するものであります。防護柵等の補助率アップはもちろん、行政としての広域的な防止総合対策事業として、取れるから取る、守るから攻撃の具体的事業、ハード、ソフトを兼ねて、両面で計画を作成いただき取り組んでいただくのが、そして、この法律を最大減運用すべきと考えています。各集落で取り組むのが限界がきておると思います。また、今後、これ以上の法律が霞が関の中から出るとは考えられません。市長の見解をお伺いします。

以上2件、今やらねば、また、今から取り組まなければならないものです。私は優先順位、1番、2番と考えます。市長の決断をよろしくお願いします。

私の1回目の質問を終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、森為次議員のご質問にお答えをいたします。

まず、園部駅の東口、この周辺整備につきましてのご質問をいただきました。

この課題につきましては、先だっても地元小山東地区の皆様方からも、ご要望をお受けいたしております。現状といたしまして、ただいまご質問をいただいた状況、私自身も子どもの時から、あの風景が変わっていない。あの道路状況の中で。西口は整備されましたが、向河原団地、府営、市営といったものも建設され、今、62名の小学生がこの道路を通学路として利用されておる。今の現状を十分承知いたしておるところでございます。JR園部駅周辺整備につきましては総合計画の基本計画において、整備することというふうに位置づけられておるわけでございますし、そういったなかで、国道9号からJR園部駅までの間は府道園部停車場線、そして、現状、今申しましたように、現在も歩道もなく、自動車と歩行者が合い交じり合って通行していただいておりますというのが現状です。そういったなかで、この改善施策というのは講じなければならないというふうに考えておるところでございます。ただいまのご質問にもございましたが、まず、歩道設置、ただ、今の道路幅で歩道設置するということは大変困難でございます。また駅前広場との関連、ここも一つの課題になります。もう一つが国道9号との取り付けでございます。国道、そして園部川にも面しておるという大変こう難しい形状の所でございます。こういったなかで私どもも、京都府に対しまして、また、先ほど申しました小山東町区からもご要望いただいておりますので。この辺りにつきましても十分な調整、また、要望もさしていただいておりますのでございますけれども。こういったなかで私どもといたしまして、市といたしましてこの駅前広場の整備の問題、また、これにかかります府道の改修、そして、先ほど申しました9号との取り付け、こういった所につきましても、JRや京都府とも十分に協議をしながら、早期に実現できますように引き続き、より一層の努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。今、京都府におかれましても本年度交通量調査を実施いただくなかで、道路規格の検討を計画いただいております。このようなことも受けながら、園部駅周辺の一体整備の実現に向けて努力をいたしていきたいというふうに考えております。地元住民の皆様方、また、ご関係の皆様方のご理解を賜るなかで、この事業の推進にも努力をしていきたいというふうに考えておりますので、何とぞ、よろしくお願いを申し上げます。

次に鳥獣被害、この対策につきましては毎議会と言っていいほど、この議会におきましてもご質問をいただいておりますし、また、農林業関係者の皆様方の、まさに悲鳴と言いますか大変このことによる生産意欲の減退、こういうようなことも大変問題だということで、南丹市といたしましても、今日まで予算的にも積極的なお取り組みをさせていただいたというふうに考えておるところでございます。しかしながら、ご質問ございましたように根本的な対応、また個体数の問題、この辺につきましても大変難しい課題になっておるといのが現状でございます。こういったなかで南丹市鳥獣被害防止計画を策定いたしまして、京都府知事の承認をいただいたことによりまして、財政支援として特別交付税の交付率が拡充されました。このことによりまして有害鳥獣防除施設設置

時事業費交付要綱を改正するなかで、今後、この特例法の施行期間であります5年間、市の補助率を10%から20%に引き上げることに由りまして、受益者の皆さん方の負担を軽減する措置を講じておるところでございます。また、この鳥獣被害防止特措法の活用につきましては被害防止に有効な施策であるか、すでに事業導入している事例からも検討をいたしておるところでございます。こういったなかで今日までも、猟友会の皆さん方や農林業関係者、また地域住民の皆様方に大変なご尽力を賜っておるわけでございますけれども、どのような形で有効な措置が取れるのか。また、これからもご相談をさせていただきながら、この鳥獣被害のできる限りの防除に努力をいたしていきたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解やご協力を賜りますように、お願いを申しあげまして、答弁いたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 森議員。

**○4番（森 鳥次君）** 今、前向きな2件とも取り組みについてお答をいただきました。

まず駅前でございますが、再質問とさせていただきます。

整備することにより、今、やっておられる市街地の本町地区の再開発と駅とタイアップした市街地の南丹市の中心になると思います。駅も含めたなかでの市街地になると思いますので、表玄関としての駅前、できるだけ早く取り組んでいただきますようによろしくをお願い申し上げます。これは地元で昨日、ちょっと見させていただいたんですけども、約28年前に園部町が出された駅前についての冊子でございます。このなかで、やはり地元の思いというのは、本当に状況も変わってますけども、駅前の上とか、状況も変わってますけども、やはり地元の皆さんの思いが詰まったものと思います。そのときの状況はいちいち問いませんが、今回、子どもたちの安心・安全や南丹市の新しい戦略拠点として、駅前を整備開発していただきますように、よろしくをお願いいたします。

それと有害鳥獣でございますが、今のお答の中で根本的な対策、やはり、今までになかなか新たな対策というのが出てないのが現状であります。昨日、言われました市民共同推進検討委員会、これはまちづくりの推進委員会と思いますが、このなかでの有害鳥獣、農業振興を含めました課題として取り上げていただけるかどうか。また、そのなかに対策の委員としてこういう方が入っておられるか、その辺について少し説明をいただきたいと思います。本当にこれを、この問題を解決しなければ、農業者の意欲というのがなくなってくると思います。これからの協働の市の市政づくりにも大きな影響を与えたいと思いますので、市長の決断、そして中身については担当の部長でも結構ですので、お答いただければありがたいと思います。

第2質問を終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、ご質問にお答えいたします。

有害鳥獣の対策、まさに、今、お話がございましたように市役所だけでやれるような

課題ではありません。こういったなかで、やはり先ほどの答弁でも申しましたように、農林業に携わっておられる方、また猟友会の皆様方、そして地域住民の皆様方と連携をしながら、また、どういう方策があるのか、まさに知恵を出し合い、力を出し合い、こういったなかでの対応をしていかなければならないという課題だと思っております。こういったなかで、今、先ほどございました市民の皆様方との協働、これについての取り組みでございますが、現在1回におきましてはその手法、いわゆる協働ということに対する手法として、どのような取り組み方をしていくのか、このことについて、今、ご検討を始めたところでございます。当然、これが具体化になってきました場合に、この大きな課題であります有害鳥獣の問題につきましても、このような手法も取り入れながら検討していかなければならない。こういった課題であるというふうにご考えておるところでございます。この市民協働ということにつきましては、今後、今、手法の段階でございますので、具体的には様々な論議をいたadenaなかで進めていく、こういった方向になってくると思っておりますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 担当部長、答弁、補足はありますか。

西岡農林商工部長。

**○農林商工部長（西岡 克己君）** それでは森議員さんの有害鳥獣対策につきまして、先ほど市長が答弁しましたように、今年に特措法が2月に制定されたということの中で、南丹市におきましても鳥獣被害防止計画を京都府の方に提出をし、そして承認をされたという形になっております。これにおきまして、先ほど市長が答弁しましたように、市の防護柵につきまして、補助率を10%から20%に上げていきたいということで、これはその一つの取り組みとして検討いたしております。今後、この特措法に制度化された部分につきましては、対策協議会等の関係もございませぬ。こういった部分を十分精査しながら、今後、検討を進めてまいりたいなというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（吉田 繁治君）** 森議員。

**○議長（4番 森 鳥次君）** ありがとうございます。二つの件、順調に前向きに解決策として進むことを願っております。

それと、これは、答弁はもう結構でございますが、先ほど鳥獣被害の中で言い忘れたけども、市の商業が商店街が廃れるときにシャッター通りという言葉がありますけども、今、ほ場では集落ではネット通りというのがあります。これは言うたら、先ほどの鳥獣被害に対しての、対策としてネットがほ場に張られているわけです。新たな災害として生活道路にネットが張られているわけですので、車でのひっかけとか、そういう形の中の新たな災害が発生する恐れがあります。それと、今、鹿が山から降りてきて、ダニ等の害、これも発生しております。多くの鳥獣が移動しますので、山の獣道が、今までは獣道が水の水路でありましたが、多く移動しますので、それが広がり、水害の可能性もあります。この点、いろんな点、横の繋がりもあるなかでの検討も必要と思ひま

すので、よろしくお願ひします。財政厳しいなかではあります、市民はしてもらうのを待っているわけではありません。共に協力、努力するために市長の決断を待っているのであるということをおし添えまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、森為次議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

#### 午前10時52分休憩

#### 午前11時09分再開

**○議長（吉田 繁治君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、16番、外田誠議員の発言を許します。外田議員。

**○議員（16番 外田 誠君）** 丹政クラブの外田誠でございます。議長のお許しを得ましたので、9月定例会最後の一般質問を行います。

まず、芦生鳥獣保護区についてであります。

京都府内の鳥獣保護区は69カ所。2万9,210haにのぼります。南丹市内には園部250ha、るり溪305ha、日吉ダム465ha、芦生1,710haと4カ所指定をされております。芦生鳥獣保護区は由良川の源流域で京都大学の研究林内にあります。府内では森林面積として2番目の広さであり、平成10年11月1日から平成20年10月31日までの10カ年の指定を受けております。期限切れが近づくなかで京都府より地権者である九ヶ字財産区管理委員会に指定更新の打診がありました。しかし、指定反対の声が強いと聞いております。理由はこの10年間保護区内において、クマ剥ぎや鹿の食害が多発していたにもかかわらず、府は当初約束していた獣害対策を履行しなかったことへの不信感であります。確かに保護区内にはツキノワグマやカモシカ、オオタカなど、保護すべき鳥獣が数多く生息しており、保護区に指定するに値すると、私も考えております。しかし、現状は鹿等が増えすぎたために、芦生原生林の貴重な植生が破壊されています。下草は減少し、土がむき出しになり、少し雨が続けば、すぐに濁りだし、鮎の生育にも悪影響を与えるなど由良川を利活用している人々にとっても、大きな問題となっております。現在、府より指定するにあたり、鹿の駆除や植生回復への取り組みの提案がなされ検討中のようにあります。しかし、今月中に結論を出さなければならない状況であります。私は鳥獣だけでなく貴重な植物も保護するため、自然公園的な保護区が必要と考えておりますが、市長は鳥獣保護と農林業被害や貴重な植生保護の矛盾した課題を、どのように考えておられるか。また、市としてどのように対応されるか、お伺いをいたします。

次に、バイオマスタウン構想についてであります。

わが国はここまで経済成長を遂げたのは原材料を安く輸入し、加工、付加価値を付け

て輸出するという産業構造を作り上げてきたからであります。その結果として、わが国のエネルギー自給率はわずか4%にまで低下いたしました。大変危険な状況であります。地球温暖化対策としてCO<sub>2</sub>排出削減のための省エネルギー化とともに、代替エネルギー開発が急務となっております。これらを解決する切り札の一つが、利活用有機資源をエネルギー化するバイオマスであると言えます。このようななかで南丹市が先駆的にバイオマスタウン構想を策定されたこと、私は評価するとともに、今後の地域産業の活性化に寄与するものと期待をいたしております。ご承知のとおり本市には八木バイオエコロジーセンター等が稼働しており、廃棄物系バイオマスは、ある程度利活用が進んでおりますが、林地残材等、未利用資源のバイオマス化を進めることが喫緊の課題であります。まだまだ技術的にも、コスト的にも解決すべき問題が数多くありますが、化石燃料が乏しいわが国にとって再生産可能な森林等をエネルギーに変えることは、安全保障上、あるいは国際競争力を維持することにおいても大変重要であります。また、南丹市のような中山間地域においては公共土木に変わる新しい産業の創出が期待できます。バイオマスは大いなる希望と夢を与えてくれるものと、私は考えておりますが、循環型社会構築に向けた市の方針と計画を、市長にお伺いをいたします。

最後に、第4次京都中部新広域市町村圏計画についてであります。

第3次計画までは道路や鉄道などのインフラ整備重視の計画であり、活動も国、府への要望、陳情等が主でありました。そして、関係各位のご努力、そして、協力により社会資本整備はある一定進んできたことも事実であります。4次計画は整備されたインフラを活用し、交流と定住人口を増やし、いかに地域に活力を取り戻すかに力点が置かれていると思っております。財政が厳しいなかで行政改革を行いつつ、成果を上げていくには、ともに圏域を同じくする者同士の連携が、今、以上に必要になります。都市部中心の亀岡市、農山村が多い京丹波町の間にあつて、両面を持ち合わせている本市が利害調整等を果たすべき役割は大変大きなものがあると考えます。広域消防や南丹病院、船井衛管など、今、取り組みが行われておりますけれども、観光、医療、防災等、まだまだ連携を図れる部分はあると考えます。そこでお尋ねをいたしますけれども、第4次計画をどのように評価をされておられるでしょうか。また、今後の広域連携について市長はどのようにお考えでしょうか。そして、本計画と南丹市総合振興計画の関係をお尋ねし、私の第1回目の質問といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは外田議員のご質問にお答えいたします。

まず、芦生鳥獣保護区の指定更新の問題につきまして、ご質問をいただきました。

ご質問の中にもございましたが、平成10年11月1日、10年間の期間をもって京都府が保護区の指定を行いました。こういったなかで、本年10月31日が満了日でございます。現在、京都府が利害関係者に意見聴取をしているという段階でございます。

この芦生鳥獣保護区、現在、京大の研究林として99年間という借地をもって、大変重要な研究林としての役割を果たしておると認識しております。私も昨年、この芦生の森を歩かしていただきました。そして、京大博物館で今西錦司先生のボルネオの森、これとともに、この芦生の研究林の研究成果が披露されておりました。大変貴重な動植物についての研究が行われておる。こういったなかで、先ほど申しましたように歩かしていただき、熊笹が全部鹿に食われておる。ブナの木が枯れておる。しかし、こういったなかでも、この花が、日本で一番南に自生しておるのがこの花ですというふうな説明を受け、芦生の森の大切さ、また南丹市としての大きな財産であることを再認識いたしたところでございます。こういったなかでご質問にもございましたが、もちろん動物につきましても貴重な動物もあります。しかし、植生植物が大変荒れておるといふこの現状があるわけでございます。先ほどの有害鳥獣の論議の中でも申しましたわけでございますが、この芦生区におきましても、大変大きな問題として有害鳥獣の問題があるわけでございます。私自身、もちろん地元利害関係者の皆様方のご意見を重視して、市としても判断していかなければならないというふうに考えておるところでございますが、今日までの10年間、そして、これからの10年間、京都府としてどのような対応を考えていただいておりますのか。また、先ほどご提言がございました植物と動物、また有害鳥獣という、こういった様々な課題、これは大変矛盾する点多々あるわけでございますけれども、貴重なこの芦生の森を守っていく、こういったなかで地域住民の皆様方、そして、京都府、京都大学の皆様方とも十分議論を行っていかねばならないと思っております。この指定の是非につきましては、先ほどご質問にもありましたように、まさに喫緊に判断をしなければならぬわけでございますが、このことも踏まえまして、今後の取り組みにも努力をしていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、南丹市バイオマスタウン構想、このことにつきましてのご質問をいただきました。

今、南丹市が発足いたしまして、当初、八木町における様々なお取り組み、これをさらに発展さすなかで、南丹市全域におきましてバイオマスの活用を意図した構想でございますし、また、さらなる有機資源の循環型社会の構築を図っていかうということで、努力をいたしておるところでございます。近年、バイオマス日本という構想が立ち上げられ、また、昨今の石油の急激な値上がりの中で、食糧もこのバイオマス、バイオガスの活用によってその価格まで左右されるというふうな、まさにエネルギーと食糧とが共存するなかでの様々な課題が生じてきております。当然、今後の利活用につきまして、食品の残渣、生ごみ、また、下水汚泥そういったものを使ったメタン発酵の施設、そして、林地残材や製材工場での残材、もみ殻等を使った木質ガス化、またペレット化等々、今、新たな技術もたくさん見出されてきております。こういったことを考える。また既存の施設もあるわけでございますし、ここの組み合わせによりまして、この具現化を図っていかねばならない、このように考えておるところでございます。しかしな

がら、このバイオマスの活用というのはなかなか初期投資も要りますけれども、ランニングコストの面で課題がございます。こういったなかで私どもも、先駆的に取り組むことに対しては、やはり国としての様々な恩典、また事業化しやすいようなシステムづくり、このことは常々お願いをいたしておるところでございます。また、このことによって成功事例ができますと、まさにバイオマス日本が目指しております、全国的にもこういうような事業の推進が図れるんじゃないかというようなことで。私どもそのような思いで、これからも取り組んでまいり所存でございます。こういったなかで南丹市におけるバイオマスタウン構想、これの具現化につきましては様々な、ただいまのような問題があるわけでございますけれども、農政課、農林整備課、環境課など、下水道課、そういったところの事業関係の課、そして、企画推進等関係部局十分連携を取りながら具現化へ向けての努力をしていきたい。また、それぞれの関係の森林組合の皆様方や、また地球温暖化をはじめとする様々なお取り組みを、市民の皆様方の中での行っていただいております。こういった皆様方とも連携を取りながら、この具現化に一層の努力をしてまいりたいと、いうふうに考えておるところでございます。

次に、第4次京都中部新広域市町村圏の計画につきまして、ご指摘がございましたように、今、南丹市、京丹波町の誕生に合わせまして、新たなる構成による1市8町から2市1町という形になりましたので、この圏域として2市1町の一体的な、また総合的な発展、地域振興の方向性や施策を明確にすることに目指しまして、本計画を策定し公表いたしましたところでございます。当然、その市のそれぞれの総合振興計画、個々の掲げる理念、方針、目標等々の整合性を図りながら検討をし、策定をいたしましたものでございます。当然、この連携を深める中での広域圏の重要性っていうのは、益々重要なものであるというふうに考えておるところでございます。こういったなかで、今日までの2市1町、この中部広域圏としての広域連携っていうのは、ほかの地域と比べましても先駆的に推し進められてきたという実績があります。こういった上に立って、この計画をより一層実効性を高めるために、今、広域圏協議会を主体としまして研究組織を立ち上げ、また京都府をはじめとする関係機関との連携を図りながら、住民の皆様方とも本計画の実効性が上がるようなルール作りや、また提言などを研究しようということで、今、事務局におきまして準備を進めている段階でございます。この中部広域圏の計画の推進というのは、さらに私ども今日よりも重要になってきたということで、2市1町それぞれが認識を強くいたしておるところでございます。こういったなかで実効性が上がる、こういったシステムをどのように作っていくのか十分に検討しながら、市民の皆様方とも協力をしながら、この実現に努力をしていきたい。このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げ、答弁いたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁が終わりました。

外田議員。

**○議員（16番 外田 誠君）** 今、市長から詳細にわたりご答弁をいただいたところで

あります。

まず、芦生鳥獣保護区の問題についてでありますけれども、市長も、もう十分にご承知だと思っておりますけれども、京都府から地元財産区の方へ推進協議会的なものを作って、で、そこへ今後、定期的いきちと駆除をしていく、そういう体制作りをしていきたいということで地元へ提示がございました。正直まだ結論が出ていないようではございますけれども、少し今までの強い強硬な反対というところから、少しこうお互いに歩み寄りというような形ができつつあるようにも聞いております。ただ、先ほども申しましたとおり、芦生の植生を守るという観点と考えたときには、これだけでは少し弱いというふうに考えます。特に芦生は裏側に滋賀県、福井県を抱えております。そこからも京都府以外の鹿が入ってくると。そういう状態もありまして、捕っても、捕ってもなかなかその植生を守るという部分においては、大変苦しい状況があるのではないかなあというふうに思いますし、貴重という部分において、私自身その保護区というものについて、この限界があるかなあ鳥獣保護区ではちょっと難しいなという思いを持っております。その点、京都府とも、やはり市長なり、市の方からそういう提言もいただけたら大変嬉しいかなあというふうに思っておりますし、府議会においても、この9月に片山代議員が鳥獣保護区について質問を予定されておられるようでございますので、私の方からもまた片山先生をお願いをしたいというふうに思っております。その点、また要望という形になりますけれども、市長、また、よろしくお願いを申し上げます。

それから、バイオマスタウンにつきましてでございますけれども、私、先ほど一つ目の質問でも申しましたけれども、木質バイオについて、やはり私はこれをどうしても進めてまいりたいなというふうに思っております。先ほど市長が申されたとおり、国の補助や、あるいは事業化しやすい体制作りというもの。これは多分官も、それから民も一緒になった新たな企業体のようなJVのようなものを作りながら、ある一定、国の指導も仰ぎながらというような形になるかなあという思いもあるわけではございますけれども、そういう体制を我々も推進していくような議員も、そして、自治体の方も推進していくような体制作りが、私は今後、必要になると思っておりますし、国の方へ要望なり、陳情なり、この点については強めていかなければならないというふうに考えています。鳥獣外被害については、やはり山に人が入らなくなったということが最大の原因でありますし、山に人が入ろうと思えば、そこに価値がなければ入らない。これはバイオマスというものは、申しますと山を、今、ほとんど価値がないものから価値があるものに変えていくということがあると思うんです。そして、そこへそのことによって新しい産業が生まれる。特に公共土木等々が大変苦しい状況の中で、中山間地においては新しい産業の創設が望まれておるといのが現実でございますし、そのことを解決する大きな一つ的手段ではないかなあというふうに私は考えておりますので、森林組合なり、その林業関係者も正直申し上げまして今までの林業ということだけを小さく捉えずに、やはり、今後のわが国のエネルギーなり林業のあり方というのを、もう少し森林組合の方も、ちょっとい

ろいろ話がなかなか、そういう話はいきませんので取り組みをいただきたいわけですが、やはりこの点は市長が強く、強い指導力を出していただきまして、引っ張って行っていただきたいというふうに考えております。あと、このバイオマスタウンにつきましては、担当職員がこれだけのものを作り上げたということに関して、私、大変評価をいたしておりますので、大変ご苦労さんであったように思います。これも要望とさせていただきます。

そして、広域市町村圏についてでありますけれども、一点、この点については再度ご質問をさせていただきたいと思うわけですが、先ほど市長が申されました研究会、特に審議会の答申でも、そのようなものを設けるようにというような答申があるわけですが、私自身、研究会を設けるということは大変素晴らしいことだといっていうふうに思うんですが、研究会で何を目的に、どのようなタイムスケジュールでやっていかれるのか。少しその辺が明確でないという部分がありますので、現状、今、分かる範囲で広域連携に向けた、この計画の実現のためにどのような具体的な対策をとっておられるのか、その点をお聞かせを願いたいと思います。

以上です。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

上原企画管理部長。

**○企画管理部長（上原 文和君）** 今、中央広域圏計画につきましてのご質問がありましたのでお答えさせていただきます。

研究会を作るということで市長も申しておりましたけども、これはこの計画の推進にあたりまして、いわゆる広域的な組織のつながりを強化をするとともに、いわゆる横断的な組織体系を作って、今、計画の推進にあたるということでございます。具体的には定住対策とか、各地域の施策を確実にこう実現していくためのそのルール作り、政策提言について議論・研究いたしまして、研究会を立ち上げていくこととなります。ただ研究会のメンバーにつきましては、また住民、団体、企業、事業所、経済団体、あるいは大学等、広域行政組織京都府等を想定いたしまして、今、そのメンバーの準備をしております。まだ具体的な研究会というのは立ちあがっておりませんが、今年度で第1回目の研究会を開きまして、この推進のための組織作りをすることになっております。この広域連携のためのシステム作り、あるいは政策提言などを盛り込んだ報告書を作るということになっておりますので、また今後の推移を、また注目いただきたいように思います。今、研究会につきましては準備中ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（吉田 繁治君）** 外田議員。

**○16番（外田 誠君）** 今のところ準備中ということで、これ以上の質問をしても、今のところはこれだけしか答えられないということであろうと思いますが、正直、今までの

市町村圏計画よりも、やはり、より具体的にこれをやっていかんとあかん時代になったなあという思いを私は強く持っております、その事務局体制とかで、大体そのやる気があるかないかという各市町村の姿勢が問われるのではないかなあというふうにも思います。実際、やるにあたって、これからできるだけいろんな形で新しい体制ができればできた時点で議会の方に報告をいただいて、そして、我々も一緒になってやるべき分については努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ともにこの市町村圏が発展しますように努力をいただきたいと思っております。

要望を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、外田議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

よろしく申し上げます。

#### 午前11時37分休憩

#### 午後1時00分再開

**○議長（吉田 繁治君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

#### 日程第2 議案第75号から議案第100号まで

**○議長（吉田 繁治君）** 日程第2「議案第75号から議案第100号まで」を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告に基づき順次発言を許します。

まず、21番、松尾武治議員。

**○議員（21番 松尾 武治君）** 21番、松尾です。議案75号、議案82号、議案83号の議案について、付託前の質疑を行います。

市長が提案する議案を全議員で否決することは、他の市町村でもまれなことと聞いておりますが、市民の強い声を代弁して否決をしました。否決された議案のうち財政措置が必要なものは、6月議会で条例に沿った補正予算が提案され可決しているにもかかわらず再提案をされました。市民の理解が得られるだけの理由が必要と考えますが、十分な提案説明がなく少子化対策の具体的な施策が示されていない。わずか4,000万円の削減だけになっております。一方、財政が厳しい状況にあるにもかかわらず、否決をした議員には再提案された議案が少子化対策に有効な施策であるのか、チェックが求められ、市民の皆さんの目は議員に向けられております。女性の就労を求める社会情勢を的確にとらまえた施策になっているのか、子育ての精神的負担の軽減になっているのか、福祉医療の助成が適切であるか、現金の支給に課題があると言われた前回の提案理由と

の整合性など、市民の皆さんにどのように説明し、理解を得るのか、高いハードルが課せられ、議員にとっても重要な議案になっておるといふふうに考えております。付託を受ける厚生常任委員会委員長ではありますが、付託前に市長の考えをお伺いしとておきたいと思っております。

市長は選択と集中、この言葉をよく使われますが、市長が選択し集中しようとする施策に対して、市民がノーを下した議案が再び提案されました。多様な施策へのニーズはありますが、住民の皆さんのアンケートでも、これらの施策に対する評価は良好で、今回の提案に対しても反対してほしいという声は多くあります。総合計画の実施計画が議会で報告されました。実施計画の作成にあたり、7項目を視点に事業を整理したと説明がありました。まさに合理的な視点で精査された実施計画で、提案された議案にかかわる経費は改正前の経費が計上されております。なぜ、実施計画の段階で削減を検討しなかったのか。市民の皆さんが、このような計画性のない市政運営を納得されるでしょうか。明確な説明が必要になります。3月議会の厚生常任委員会では市長に出席を求めました。子育て施策の削減ではなく、多様なニーズに則した施策への転換と一時給付の施策を見直す必要からと言われ、地域での子育て支援などが例にあがっているものの、一貫した子育て支援策、少子化対策の考え方が抽象的で、到底理解できるものではなかったということで、当時を振り返っております。厚生常任委員会で述べられた提案理由に、現金の支給には使われ方について課題があるから現物の支給をした。出産の関係で妊娠期間が10ヵ月も考慮した。支給金額の削減も検討したが、一時的なものは見直したと提案理由が述べられました。しかし、理解が得られないまま否決されました。今回、提案された議案75号は一つの条例で子育ての全てを見ていこうとする姿勢が示されております。しかし、今回の提案で4,000万円余りの経費節減になりますが、議員全員で否決した重みを反故にしてまで提案される4,000万円の削減効果と、市政懇談会でも存続の意思があったにもかかわらず、あえてこの時期に提案されたのか、市長の施政には4,000万円を削減して、新たに少子化対策はこのようなこのような施策を進めるといふ具体策が示されておられません。昨日の答弁でも企業支援については給付と効果のバランスについて、市長の熱い思いが述べられました。将来に向けての事業効果もよく理解できました。少子化対策も企業誘致と同様に、子育て施策の優劣で市町村が選択されるときが来ていると言われております。誘致企業なら個別に営業活動が行えますが、移り住む人たちに営業活動をすることができません。市の財政負担が少ない子育て支援の中で、南丹市の独自施策となり、負担は伴うものの、子育てのしやすい町のセールスポイントになっております。あえてこの時期になぜ削減するのか。子育て施策の財政負担は他の施策に比べると市の財政負担が少ないが、このような状況をどのように認識しておられるのか。地域全体で子育てをする仕組み作りが強調されておりますが、一貫性のある施策の中で一部分であり、子育て支援には保育体制や施設の整備であるものの支援、精神的な支えになる心の支援、費用の支援になる財政の支援の3つの要素が必

要と言われております。今回の改正が財政の削減にならないように、一貫性のある子育て施策を具体的に示していただきたい。

以上の3点について市長の見解をお伺いしておきたいと思っております。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、松尾議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目につきまして、3月議会で否決されたこの条例案につきましては、大変その否決されたことを深く受け止めております。そういったなかで、いったんこのことにつきましては白紙に戻したうえで、議会でお出しいただきましたご意見や、また討論での内容などを精査し、新たなる考え方により協議をし、必要な条例、内容、条文なども整備をして、再提案をさせていただいたものでございます。考え方として子育て支援条例、一部支給金額だけを見直して提案しているものではございません。当然、この見直しにいたしましても、将来的にも必要な事業として継続していくという基本的なスタンスは変えていないという状況の中で、提案をさせていただいておるものでございます。こういったなかで、それぞれの金額、必要経費につきましては検討し、協議して算出して提案をさせていただいておるところでございます。具体的に少々申し上げますれば、出産祝い金につきましては国の出産一時金、現行は35万から38万円に増額されるということが発表されております。また、さらに増額を検討するというふうなことも示されておるわけでございますけれども、こういうことも踏まえまして、第1子の支給額について継続し、また第2子、第3子につきましても第1子の額に統一したものでございます。

次に、入学祝い金につきましても、それぞれ小・中学校の入学に最低限の物品を購入されている実態も参考にして、小学校3万円、中学校4万円が最低必要額ということで算定し、支給額を設定いたしましたところでございます。このことにつきましても祝い品の支給をということで、3月議会には提案しておりましたが、この地域に還元できる南丹市商品券というものは廃止になったために、また現在、南丹市でこの商品券の検討も発行も検討をされておるといふふうにお伺いしておりますので、また、そういった場合には商品券の活用も視野に入れて検討しなければならないとは考えておりますけれども、今回は現金支給という形で提出をさせていただいております。

また子育て手当につきましては、国の児童手当につきまして第1子、2歳までが5,000円が1万円に増額、また、10歳から12歳までが新たに5,000円支給されることとなりました。そういった状況の中で、それぞれ月額1,000円ずつの見直し改正を行ったところでございます。改正額としたところでございます。それと加えまして、それぞれの事業につきまして、見直し前は居住要件3年としておりました部分につきましては、この居住要件を廃止をした内容にいたしております。今日まで市の独自施策として、子宝祝い金、また入学祝い金、すこやか手当、それぞれの個人への支給を行

ってきたことがあるわけでございますけれども、国の児童手当の改正等にも伴いまして、総額で比較いたしますと、決して、第1子はこれまで93万円だったものが120万、第2子では104万円の126万円、第3子は196万円であったものが198万円と国の施策も拡充していておりますので、それぞれの受ける給付額については、増額になっておるといことが現実でございます。こういったなかで現金給付という部分というのは、様々な論議はあることも確かでございますけれども、こういったご議論の中でのそれぞれの点につきまして対応する、協議するなかで現、本日このたび提出させていただいております議案第75号を、条例案を提出させていただいたところでございます。一般財源の中で影響が少ないとおっしゃるわけでございますけれども、この子育て支援事業というのはご承知のとおり、単費事業でございます。事業全体で約1億円になると思います。こういったなかで事業費、今回の提案では約7,000万円ということになっておまして、この削減自体もあるわけでございますけれども、この事業費の占める割合というのは市の限られた財政の中ではございます。大変厳しいものではあります、やはり続けていくものは続けていく、将来的な見通しを考えた中で提案をさせていただいたところでございます。当然、この見直しにつきましては市全体の予算、このことにつきまして、行財政改革プランに基づいて、見直しを全ての部局において行っております。単費事業というのは重要な施策ではありますが、やはり限られた財政の中での施策として、予算の見直しもしなければならなかったというのが実態でございます。こういったなかで、南丹市が誇れる事業であることは確かでございます。当然、今後とも継続していく方針でおるわけでございます。こういったなかで、それぞれ子育て支援の給付につきましては他の市と比べて、決して劣るものではございません。手厚いものであるというふうに考えております。どうぞ、ご理解を賜りたく存ずる次第でございます。

また、今、子育てにつきまして、物の支援、心の支援、財政の支援、これが少子化対策にも重要だというようにおっしゃっていただいておりますけれども、私もそのとおりであるというふうに考えております。総合的な少子化対策の推進に向けて必要な施策が展開できるように新たなる条例、また行政、市民皆様方の取り組み、また事業展開に向けた内容を財政的な面でも財源確保を見通したうえで、一貫した施策を展開していく必要があるというふうに考えておるところでございます。これからも、国・府の少子化対策事業の充実面とか取り組みも見極めながら、総合的な事業の推進に努めていく、このように決意をいたしておるところでございます。また、これは給付だけではなく、これからも子育てをしていただくなかで少しでも負担が軽減できるような内容として、21年度の予算編成に向けても、全体的な情勢をふまえながらも検討していく方針でおるわけでございます。こういったなかで総合的な取り組みとしては、ただ単なる福祉の観点だけではなく、それぞれ行政の各分野における全般的な部分にわたりまして、一体的な取り組みも重要であるというふうに考えておるところでございます、この少子化対策

に対する対応につきましても、今後とも、総合的な取り組みをしていく必要があるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますように、お願いをいたす次第でございます。

なお、福祉医療費の支給に関する条例、このことにつきましても、今日まで支給事業につきましてもは受給者証を発行するなかで、窓口負担は無料で医療を受けていただいておりますけれども、こういったなかで重複受診の問題も出ております。また医療費などの増加もするなかで、国民健康保険などの保険制度にも影響出てくるということも、予想されとるおるわけでございます。そういうようななかで、今回の提案につきましては対象者を減少をさせることなく、市の独自制度の対象となる方に、通院1回当たり、初診料の1割相当分に当たる300円をご負担いただきたいという内容で提案をさせていただいております。

また、南丹市すこやか子育て医療費助成条例の一部改正につきましては1年間の居住要件の廃止、また、19歳未満の未就学者を対象に加えまして、制度の拡充も図っておりますのでございます。また、こういった施行規則におきましても1医療機関につき1ヵ月にお支払いいただく一部負担金、これまでの200円から、初診料の3割相当分800円をご負担いただく、こういったことで、一部改正するという事を考えておるところでございます。こういったなかで窓口におきまして、医療費の3割を一部負担金を支払っていただき、申請いただくことによりまして、1医療機関1ヵ月の医療費から800円を除いた額を助成を受けていただくということに、内容になっておるところでございます。

いずれにいたしましても、それぞれの施策の中で、この子育てという重要性というのは十分に認識しております。ただ限られた財政の中で、やはり継続可能な施策として行っていくことが、私どもに課せられた使命であるというふうに考えております。こういった意味での条例を提案させていただいておりますので、どうぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 松尾議員。

**○議員（21番 松尾 武治君）** 今、市長のお考えをお聞かせいただきました。

議案については白紙、前回の議案に対して白紙の戻して、新たな考えの中から組み立ててきたというような、お考えが示されたかなあというふうに思っておりますが、いわゆる基本的な考え方そのものが変わるわけじゃないというふうに、私は思います。というのは今もお答がなかったですけども、前回の常任委員会の中で、市長にも出席をいただきました。そこで少し市長のお話の中で、取りようによっては改変、改悪じゃないと言われるような施策も行われていたのも事実ですと。これは合併前の制度のことを、合併協議の中で進められたことに対して、説明されたということだというふうに思いますが、少しそのことを聞いておきたいなと、どういう意味だったのかなというの聞いておきたいなと思うのと、委員会の中で絶えずいろいろな形で市長がお話をいた

だいております。また、担当もお話していただいておりますけれども、やはり財政の削減ではなくて、新たな施策の展開に向けての方向だというように示されたというふうに、委員会の中の記録を見ますとなっておりますし、まさに私も、それが重要だというふうに思っておりますが、3月で、こういうような市長の発言なり、担当からの発言があったなかで、やはり私は一定、例えば働きながら子育てがしやすい施策はこういう方向で進めるんだというようなものが、抽象的でなくて、こういう方向でいくんだというようなものが、もう少し示されなければならないかなあとというふうに思います。これは当然、私は6月に提案されるんやなくて、9月までいろんな形で検討されて提案されたということに思いますが、そのことが一定、やはりお示しをいただきたいと。私も、今後、常任委員会の中で議論をしていかんなんということからすると、やはりそこらが一番、市民の皆さんにも分かりやすい、今回の提案の私は理由になるかなあとというふうに思いますが、そのものが一定、前回も市長いろんな形の施策をお示しになりましたけれども、そのことが全体的な、いわゆる子育ての施策にかかわることじゃなくて、ある一部分、部分につめて、こういう形をしていくというような部分の施策を紹介していただいたわけです。今年、新たに取り組む施策などを含めて説明いただいたんですけども、それが全てじゃない。もっと、やはり子育てには必要な部分がある。例えば保育所については、お母さん方が働くことに合わせた保育事情の整備をどうしたらええかとか、そういったものについての一定の方向性というのが、言葉では出てるけど、ほんなら具体的にこういう形で進めるということが、まだ、示されてない。やはりそういうのもがお示しいただきたいということと、やはり、前回、現金の支給ということについて、かなり委員会のなかでも議論がありまして、このことには課題が残ると。物の支給にして子どもさんに直接手渡させるものを支給したいというような形で、前回、提案されたというふうに思っておりますが、そここの整合性について、全く今回はお金にしたと。そこらの話のつながりが理解しにくい。そこらも併せて、もう少し説明いただきたいということと、やはり何と言っても、この前回は提案されたのが、確か、3月の議会で実際の適用は1年後の4月1日の施行となったというふうに思いますが、これは説明によりますと、いわゆる出産ってということが10カ月の妊娠期間があるから、そういうことを余裕を見て提案したということを説明されたというふうに思いますが、そのことすら白紙に戻して、今回のことが提案されたということになれば、これは全く論外なことでありまして、そのことは、やはり出産というものに対しては10カ月の妊娠期間というものは、これは絶対動かせない事実ですので、そういったものに対する配慮が全くないということであれば、市民に対して、どうというような説明をしたらよいか。そういうことが、私たちは一番危惧するところがございます。まだ、ございます。基本的に私は市長の提案されたものを100%賛成するとか、反対することじゃなくて、素敵な条例、市民のためになる条例については、基本的に私は賛成をしたいというふうに思っておりますので、できるだけ議員が賛成しやすいような提案の仕方をするなり、そういったいろいろな施策展

開についても、そういうような説明なり、提案をしていただきたいというふうに思いますが、改めてお答えいただきたいと思います。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 総合的な施策ということ、まず、おっしゃると思うんです。そういった意味もありまして、子育てのこの支援条例というものを、目的化を明確化する、そういった意味をもちまして、この新たなる75号として提案させていただいたのが真意でございます。当然、これに基づく具体的な施策、子育て支援施策ということ、どのようにやっていくのかということが重要なわけございまして、今日までも、それぞれの施策の中で展開をしておるわけでございます。こういったなかで、こういう基本となる条例を制定いただくことによりまして、このなかでこの部分、今後の方向性も見極めながら各種の施策を実行していかなければならない、というのが条例の提案させていただいておる、まず基本となるものでございます。また、当然、限られた財政の中で、それぞれの施策を実行していかなければならない。これは一般質問の中でもるる申し上げておるところでございますけれども、総合的な子育て施策を考えるなかで、やはり全体的な枠があるわけです。当然、その使える額、これは私どもに課せられた大きな枠組みだというふうに思っております。様々なことを考慮しながら、そういったなかで考えていくっていう努力をしていかなければならないという状況の中で、財政も考え、また各種の施策も考え、こういった両立をしていくなかでの見通しに立って、施策を実施していかなければならない。ある意味では財政の削減という部分っていうのも、大変重要な要素であるというふうに考えております。こういったなかで先ほど申しました総合的な施策の中を考えるなかで、こういった条例提案をさせていただき、また制度の改変につきましても、ご理解を賜りますようお願いをいたしておるところでございます。

また現金支給につきましては、これは様々な部分でも論議があるのも、私自身もそう思っておる部分もございます。やはり子どものためにどのように使えるのか、実際にそのことを、物品による支給をする方がいいんじゃないかという論議もありました。また今日まで、その南丹市における商品券というものでどうだろうかというようなこともありましたが、実際このことについては、今、活用できないわけでございますし、そういったなかでのことを考えれば、先ほど答弁でも申し上げましたように、南丹市商工会の方で、今、そういうような商品券の発行について、ご検討いただいておりますというふうなこともお聞きしておりますので、そういった活用も将来的には考えていかなければならないと思っておりますけれども、こういったなかで、まずはこの時点におきましては、ただいま提出させていただいております条例案の内容で、提出させていただいたところでございます。

3月の議会でございますか、その私が改悪どうこうということを申したというのでございますが、ちょっと私、記憶にございませんので、今、そのことにつきましては答弁い

たしかねますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

**○議長（吉田 繁治君）** 松尾議員。

**○議員（21番 松尾 武治君）** 私が質問している内容が全てお答えできてないのはありますが、今の最後の分については、当然、私は要約持ってて、しゃべってるし、市長はお手元にないということで、当然、そういうことだということでございますので、そのことはいいですけども。今後ね、また委員会の中で議論していくなか、当然、前回こういうような、いわゆることを説明しているのに、なぜ、ここがこのように変わったんだということが議論になると思うんですよ。だから、私は基本的に委員会の中に理事者を呼ぶということは基本的にあまりいいことではない。できるだけ担当が、部長以下で説明するのがいいというふうに思いますので。やはり現金支給について、かなり議論をされて、一定、前回のときの方向を部長が出しております。そういうことから、今回、条例の提案をしたという説明も部長がしておりますので、そのことも新たに白紙に戻したのか。実際に子どもに役立つような品物は渡したいと、そういうことを明確に言うてる。これは商品券の問題と全く別の問題ですので、商品券のことは全く子育てとは別の問題ですので、また、そこらについてもどのような説明をするのか、やはりこの場で市長の方からお聞きしておきたいとします。その条例を作ったと、確かに私は、条例は多岐に渡った、いわゆる子育て全般を見据えた条例ということで、私は一定、評価はしておりますが、市の条例の中で作っても、実際に使われない条例というのはたくさんあるんですよ。だからこの条例をつくって、いわゆる総合的な子育て支援をどういうようにしていくんだということが、やはりもう少し明確にお示しいただきたいなあということが一点あります。

それと、特に子育て全般、特に今回の中でも就学前の教育やとか、そういうことも含めていろんな取り組みをいただいているというふうに考えておりますけれども、特に就学前教育ということになれば、教育委員会と福祉部との関連というものがかなり重なってきます。それをどういうふうに、今後、対応していこうとされているのかということについても、やはりこれからは議論していかなん。条例の中身を精査するためには、そのことも議論していかなければならないというふうに思います。

それと、現金と同じですけども、その従来から個人給付については一定、特にそれは財源が豊かであれば、個人給付してやるのもいいですけども、個人給付については財源が乏しいなかでできるだけ避けて、全体的な形の中で子育て支援をしなければならないということが、当然、あろうというふうに思いますが、そういったものについても少し市長のご説明では少し、私の回転が悪いのかも分かりませんが、少し理解しにくい部分がございますので、これ最後になります、改めてお答えをしたいと思いますというふうに思います。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 総合的な子育て支援につきましては、先ほどご答弁をさしていただいております。これは福祉部門だけで考えることじゃないということを申ししております。この少子化施策、こういったことにどうやって対応していくのかっていうような、福祉部だけでやれるものではありません。こういったなかで、当然、教育委員会も含めた部局を超えた十分な協議をするなかで、総合的な視野に立って、それぞれの施策を構築していかなければならないというような、先ほども申したとおりでございます。

また物品の支給と現金支給という関係でございますけれども、先ほど申しました、これは商品券というのは一つの例でございますけれども、今後の活用方法として申したわけでございますけれども。やはり現金直接的な支給、物品の方が祝いという意味ではいいのじゃないかという論議されました。それぞれ議会におきましても、ご審議の中でいろんなご意見を賜っておる。また市民の皆様方からもその現金と物品ということにつきまして、それぞれのご意見もお聞きしております。こういったことを踏まえながら、今回の一応の結論としては現金の形になっておるわけでございますが、ただ物品という部分も視野に入れながら、商品券の活用ということも申し添えさしていただいた次第でございます。

また、総合的な施策ということにつきましてはそれぞれの分野において、それぞれ構築していかなければならない部分、また先ほど、保育所の事案もありましてけれども、そういうようなことにつきまして十分精査するなかで、これからも着実な推進を図っていかなければならない。そういった意味合いの中での子育て支援条例という基本となるものを、今回、提案さしていただいたということでございますので、何とぞご理解を賜りたく存ずる次第でございます。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、松尾議員の質疑を終わります。

次に2番、大面一三議員の発言を許します。

大面議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** 日本共産党・住民協働市会議員団の大面でございます。

議案第75号、南丹市子育て支援条例の制定についてと議案第82号、南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について。次に、議案第83号、南丹市すこやか子育て医療助成制度の一部改正についてのこの3つの議案について、付託前にあたり通告しております内容で質疑を行ってまいりたいと思っております。

一つ目につきましては、先の3月議会におきまして、全会一致で否決をされました。多少の手直しはされてはおりますけれども、同様趣旨の条例改正議案、なぜ、この9月議会に提案をされたかというところでご質問をするわけであります。なぜ、この9月議会での提案なのか。理解もできませんし、説明も具体的にございませんでしたので、お尋ねをするものでございます。提出されております子育て支援にかかわります条例改正は、来年4月1日から適用をするとしたものでございます。もっと深く、広く住民の意見を聞き、慎重に対応する必要があるかと思うわけでございますけれども、来年の3

月まで、じっくりと住民の合意形成の努力が必要ではないかと思うわけであります。提案するのならですね、住民の目線、住民の立場、思いに立った行政展開が必要と考えます。何が何でも改正を、改悪を行おうとする行政の都合、市長の都合でことが、この間のこの提案が行われている感が強いものであります。来年3月議会でもいいものを、なぜ急いでこの9月議会提案なのか、まず、伺うものであります。

二つ目には市長は提案理由の説明の中で、また記者会見におきましても、市民の声、議会の意向を尊重しながらと、すでに同意を得たばかり、というような意味で再提案されたと説明をされております。そこを特に強調されているものでありますけれども、市民の声、議会の意向とは具体的にどのようなものか、伺うものであります。この7月から8月にかけての市政懇談会におきましても、市長から、また行政側から子育て支援等についての改正についての提起について、論議をしてほしいという提起も全くなかったと思います。むしろ出席者の住民の方からは子育て支援は残してほしい。その声が多く出されたのではないのでしょうか。今日、本日、配布されました、ここの市政懇談会において、市民から出された質問要旨ということ。これほとんど漏れなく要旨が書かれていると思います。この中に子育てという項目がございます。見ていただいたら分かるかと思うんですけども、いずれも全てですね、子育てに関する住民の声は存続してほしい、施策は切り捨てしてほしいという声ばかりであります。そして、この9月議会当初、初日にですね、1,505筆の住民の署名を添えてすこやか手当、出産、入学祝い金、子どもの医療費助成の存続を求める請願も出されたところであります。住民の声は引き続き、存続をさしてほしい。これが住民の声ではないのでしょうか。住民の声を聞いて改正をすると。その住民の声はどのような声やったのか、どの部分の声やったのか説明をお願いしたいというふうに思います。

また、議会の意向を尊重してとも言われております。このことは昨日の一般質問でも言われました。この件につきましては少なくとも一度も、議会を構成します、わが議員団についてはその意向も趣旨も伝えられたことがございません。少なくとも3月議会では全会派、全議員が子育て支援等も、後退は許さないが議会の意向でございました。どこでどうなったのか、6ヵ月経って、この9月議会になりまして議会の意向が一転、提案されております子育て支援等の後退容認になったのか、伺うものであります。議会の意向とは具体的にはどういうものなのか。議会と言われておりますから、どこかの一部会派の意向を議会の意向と言われていたのだと思いますけれども、ご説明をお願いしたいというふうに思います。

今回の改正は厳しい財政の中で、今後も継続していくために見直したとの説明でもございます。市財政の総点検を行ったとされておりますけれども、その点検の内容、どうしてもこの4,200万円は急ぐべき内容であるのかどうか、その点も伺っておきたいと思います。我々日本共産党議員団は財源も示し、4,000万、5,000万程度なれば、市長の努力で何とかできるのではないかということを常に提案をしてきました。

ですから、財源の厳しい財源を理由に子育て支援策を後退させる。全国に誇れる、その施策を南丹市の施策を後退する。そのような意味はないものだというふうに私は思うわけでありまして。今9月議会で提案されておりますのは、3月の大幅後退議案を手直したものでございますけれども、財政困難は続いていくというのが予測であります。今後も引き続く、さらなる子育て支援策の後退を、改悪を、改正を考えておられるのか、この点もこの機会にお伺いをいたしたいと思っております。

一度廃案となったものであります。3月の議会の意思は何だったのかとも問われる議案でございます。また個々議員が住民の皆さん方に対して、説明責任を負うことにもなります。事前にもきちっと文書で通告している内容でございます。的確で明解な市長の答弁を求めるものであります。

以上、質疑を終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 大面議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重なる部分があるかも知れませんが、まず、3月議会の否決された条例、このことにつきましては先ほど申しましたように、大変深く受け止めておるところでございます。こういったなかで、今、行財政改革、こういったなかでの推進をしなければいけないという財政状況ということもあるわけでございます。こういったなかで21年度の予算編成に向けて、やはり財政全般において精査を進めていかなければならないということもございまして。こういったなかで行財政改革プランに基づいて改革を進めていくことは重要であると、まず、基本認識と思っておるところでございます。こういったなかで先ほどのご質問の中でも申し上げましたように、子育て施策という部分を再構築するなかで、やはり南丹市子育て支援条例というものを提案させていただき、まず、この基本となる部分についての指針、こういったなかでの行政推進、この中での施策の見直しを図ってきたところでございます。こういったなかでの提案でございますので、どうぞご理解を賜りたいというふうに思う次第でございます。

また市民の皆様方のご意見、議会のご意見、これは3月議会におきまして、委員会におきまして、この条例案のご審議や、また賛成、反対討論の中でも様々なご意見を賜っておるところでございます。これに基づきまして、私ども精査をするなかでもこういったご意見、また、市民の皆様方からも、もちろん先ほど指摘のございました市政懇談会におきましてもご意見をいただいております。また、これだけ論議になりました議案でございましたので、3月以降、私どもの方にも、また担当の部局にもそれぞれのご意見をいただいております。こういったなかで、そういうようなことを踏まえながら、今回の子育て支援条例の制定をお願いをいたしておるところでございます。こういったなかで事業を見直すなかでは、やはり居住要件、このことについても大変強い、また、いろんな方からも指摘がございました。また19歳の方々の問題です。こ

ういったことにつきましても十分精査するなかで、今回の議案の条例案の中に盛り込まさしていただいたところでございます。いずれにいたしましても、こういった様々なご意見を踏まえ、また、そういったなかで行政が推し進めていくうえで十分にご意見を踏まえながら、この議案の作成、また提案に至ったような次第でございますので、どうぞご理解をいただきたいと思う次第でございます。

また財政厳しきなか継続するための見直しをしたのか、市政の市財政の総点検を行ったのかということでございますけれども、当然、市財政の点検、それぞれの部署におきまして、それぞれの各事業精査を続けております。また今回の提案した改正額につきましても、事業としての必要額、精査をするなかで積み上げたものでございまして、今後、21年度予算の財源確保に向けましても、再度、市全体の全予算、検証していかなければならない。こういうことによりまして財政の健全化、安定化を進めていくというふうな決意をいたしておるところでございます。

また将来的にどうなのかということでございますけれども、今、今後の財政状況、大変まだまだ厳しい状況はあるかと思えます。この状況でどのように続けられるのかという部分、当然、困難な部分も出てくるかも分かりません。しかしながら、私どもは、やはり先ほど申しました少子化対策としての総合的な施策の推進の中で、今、提案さしていただいておりますことは、将来的にも継続していけるというふうな内容で精査をするなかで提出さしていただいておりますわけでございますけれども、ただ、もう一点は国・府等の施策の動向、こういうようなことによりましても、対応しなければならない部分出てきます。例えば先だつての出産一時金の上乗せ等の論議も出ておりますし、それぞれのそういうようなことも加味しながら、今後の施策の対応していくことが、私どもに課せられた義務であるというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（吉田 繁治君）** 大面議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** 私の質問に、疑義に、答えてもらってないんですけれども、なぜこの9月議会なのかと。3月、来年4月の1日ですやろ。そして、もう半年前には全会、全議員が反対したんですね。それを多少変更があったとしてもね、これはもう大きな冒険だというように思うんですけどね。だから余程のございましたら、あれなんですけれども。なぜこの9月議会なのか。なぜ、そのように急がれるのかね、そこが分からないんですよ。それでそれもですね、それとですね、あと6ヵ月ありましたらね、こういう、こういうようにしたいんだと。ほして、それこそ住民懇談会でですね、こういうものを前に、正面にあげて、こういう財政事情だから子育て支援は我慢してくださいと、こういう面をこうやりましたという説明をね、これ本来やったら、そういう筋道で行かないとね、こう何ちゅうのかなあ、行政の中にはね、何か住民ほったらかしで、形だけで進んでいるというようなことになるんですね。これ3月議会ではだめなんですか。

それとですね、その市民の声を聞かされたいうて、言いますけれども、今、市長の答弁でも全く分かりません。3月議会で論議してもらった、そのような結果を踏まえてというようなことですが、3月議会はこれ否決でしたやん。いわゆる子育ての削減はだめですよというのが総意でした。それは議会が、総意がそうですから、南丹市民が全員そう思ったということですね。それはそれを慎重に検討さしてもらって、それを3月議会のもう一度検討さしてもらって改正するという事になったら、理由が成り立たんと思うんですけどね。ただ、あとですよ、特別、今回の市政懇談会でですね、これを求めて、こう訴えてきましたと。多少の反対はありましたけれども、同意も一定、得られましたということでしたら、それはもう私も理解できます。これはちょっとね、住民の声の聞き方も、この間の行政の対応としては、流れとしてはですね、ちょっとなくなんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、ちょっともう一度振り出しに戻した形でね、きちっと、やっぱり対応されるべきだと私は思います。

それとですね、市民の声と言ってもね、今日、配られたものを書いてあるんですわ、これは。これが市民の声ですやろ、今の時点の。市民の声はこれでほとんど、これ2、4、6、8件ありますけれども、全て継続してほしい、存続してほしいと、意見ですよ、これ。これ全部ね、多分懇談会で書かれてあって、きちっとまとめられてきてるといふ、私、二つ参加させてもらいましたけど、それ全部入ってましたんでね。ですから、それが総意っていうのか、市民の声ですわ。それに反する、そんなね、議案を出したらだめだということをもまず申し上げたい、ということです。なぜ市民の声を尊重としてということになるんか、再度。

そして議会の意向ですけどね、議会の意向は3月議会ではね、そうでしたわね。見直しするなど。内容がどう変わったのか。なぜ議会の意向ということで、相談も受けていないものを含めた議会の意向ということになるのか。これは一部会派というのか、一部議員の意向ということで訂正してもらわんとね、これはちょっと納得できないというふうに思いますので、その点をお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 先ほどもご答弁申し上げましたように、議会のご意見というのは3月議会におきまして、それぞれの審議の中で、また討論の中で述べられた、このことが公にされた意見であるというふうに認識しております。こういったなかで、結果としては否決したということでしたが、そのなかでおっしゃられた、それぞれの意見ございました。決して一部会派がどうだとか、一部の議員さんから聞き取りをしたとかいうことはございません。3月の議会、それぞれここにあります担当部課長も含めてお聞きしておることでございます。

また市民の皆様方のご意見、このことにつきましても、当然、市政懇談会におきまし

ておっしゃられたご意見も市民のご意見でございますし、私どもこの議案提案を3月にさしていただきまして、結果として否決、全員反対の中で否決されましたが、そういったなかで、あと、それぞれ市民の皆様方からもいろいろなご意見をお伺いしております。こういったことも踏まえ、また先ほど申しました居住年限、このことについても厳しいご指摘をいただいた方もおられます。こういったことも含めて、総合的な判断をするうえで、やはり、ここで子育て支援条例という基本となる条例制定をお願いするのが、まずは基本ではないか。こういったなかで、なぜ9月なのかということでございますけれども、やはり今の財政状況、行財政状況を考えるなかで、私ども合併以来、この財政の健全化に向けての取り組みを進めてきたわけでございます。ここで21年度予算編成をする前に、やはり皆様方にご審議を煩わせ、そして、この行財政改革についての推進も図っていくなかでの見直しも図っていく。このことによって、21年度以降の財政にも対応していかなければならないという思いを持ちまして、大変苦しい選択ではございますけれども、今議会へのこの条例提案をさしていただいたのが真意でございます。

どうぞご理解を賜りますようお願いし、答弁をいたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 大面議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** 市長の何て言うのかね、声と言うのは3月議会で止まっているちゅうことですね。その3月議会、そして、その他辺りの市民の意見を聞いた。そのことの中に、そういうその改善して見直しをしたら、後退もしかたないよというような意見があったという意味なんですか、これ。議会の意向というのはその3月議会の、全員が反対したわけですけども、見直しと言うのか、後退はだめだという判断をしたわけですけど。それじゃなくて、それはその意向じゃなくて、別にもう一つの意向があったということなんですか。そこらがちょっと今の説明でしたら、もう3月議会だけの議会のその討論模様を意向として、勝手に考えておるんだというような意味にとらまえられますんでね。あとのですね、議会からそういうその意向、その何て言うのかな、改正したらどうかというような働きかけがあったんじゃないんですか、これ。そうでないとこのような議会の意向というて、独り歩きしてしまっただけですね、我々も困るわけなんですね。一度もこの意向も聞いてももらっていないのにね、議会と言われましてね。ですから、そこら辺りはね、曖昧にされずにですね、やっぱりきちっと対応していただかないとやね、一番大元で曖昧な形でやね、どんどん市民のサービスが後退していくということになったら、これはね、市民に対しての責任ももてないしね、お互いにですよ、ということになるんでね。ちょっとそこをはっきりしてください。ここで、議会の意向ちゅうのは。

**○議長（吉田 繁治君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 何度も申しております。議会の意向というのは3月議会における議員の皆様方の審議の過程の中、また討論の中での内容をご意見として伺ったということは、先ほども申し上げたとおりでございます。それに基づき、また市民の皆様方

のご意見というのもそれぞれあるわけでございます。当然、今日まで先ほども申しましたように、住民懇談会の席上をはじめとする様々な機会によって、私ども担当者の中でもいろいろなご意見も聞いております。こういったなかでの、もちろん様々なご意見を勘案するなかで、また、先ほど申しました子育て支援というものをどうやって考えるのか。やはり条例をするなかでというふうに、先ほど申しましたような状況もかんがみ、また、財政状況のこともかんがみまして、今回の議案提案をさしていただいたというのが本意でございますので、何とぞご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

決して議会の意向というのは、一部どうこうというような話は全く私からしておりませんし、これは3月議会でのご審議の内容、また討論での内容ということを重ねて申し上げます。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、大面議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第75号から議案第100号までにつきましては、お手元配布の議案付託表のその1のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

---

### 日程第3 議案第101号から議案110号まで

**○議長（吉田 繁治君）** 次に、日程第3、議案101号から議案110号までを一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第101号から議案第110号まで、そして平成19年度各会計決算につきましては、議長及び監査委員を除く全議員を委員とする決算特別委員会を設置し、付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ご異議なしと認めて、さよう決めます。

なお、議員申し合わせによりまして、決算特別委員会の委員長には副議長の八木眞議員、同副委員長には総務常任委員会委員長の面村則夫議員にお世話になることといたします。ご苦労さんですが、よろしくお願いをいたします。

#### 日程第4 議第1号から議第4号まで

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第4、議第1号から議第4号までを一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村田正夫議員。

○議員（24番 村田 正夫君） ただいま上程いただきました議第1号から議第4号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第1号、南丹市議会会議規則の一部改正について、議第2号、南丹市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、議第3号、南丹市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び議第4号、南丹市議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部改正についての4議案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が、平成20年6月11日に成立し同月18日に交付され、9月1日より施行されたことに伴い、会議規則等の一部改正を提案するものであります。この法律は地方3議長会及び各地方公共団体の議会の要望を受けて、議員立法により制定されたものであります。今回の改正内容の一点目は、全員協議会・各派代表者会議等議会における議案の審査、議会運営の充実を図るため各種会議が開催されている実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するため議会は会議規則の定めるところにより議案の審査、または議会の運営に関し協議、または調整を行うための場を設けることができると規定したものであります。二点目は議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等々異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の報酬の規定にかかるものを分離し、明確にするとともに、名称を議員報酬に改めたものであります。本議案は地方自治法の一部改正に伴い本市の会議規則等の一部改正を提案するものであり、今後の議会活動をより一層充実していくには重要な改正であります。

何とぞご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） ただいま、提出者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議第1号から議第4号までにつきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） ご異議なしと認めます。

よって、議第1号から議第4号までにつきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

村田正夫議員さん、ご苦労さんでした。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 討論なしと認め討論を終結します。

それでは、議第1号から議第4号までを一括して採決をいたします。

議第1号から議第4号までにつきましては、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田 繁治君） 起立全員であります。

よって、議第1号から議第4号までにつきましては原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 請願審査について（付託）

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第5、請願審査についてを議題といたします。

本定例会に受理いたしました請願は2件であります。

お諮りいたします。

お手元配布の文書表記載の委員会に付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議なしと認め、さよう決します。

---

○議長（吉田 繁治君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、9月25日に再開をいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

大変ご苦労さんでした。

午後2時05分散会

---